

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当等に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、児童手当等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

児童手当等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

さいたま市長

## 公表日

令和5年7月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当等に関する事務
②事務の概要	<p>【児童手当等に関する事務】 児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。</p> <p>(1) 児童手当及び特例給付の申請の受理 中学校修了前の児童を養育している方からの児童手当・特例給付の申請を受理する。</p> <p>(2) 児童手当及び特例給付の申請に基づく審査 申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一の有無、受給者及び配偶者の所得等を審査のうえ、児童手当または特例給付の支給・不支給の決定をする。</p> <p>(3) 児童手当及び特例給付の支給 支給決定の処分に基づき、児童手当又は特例給付を支給する。</p> <p>(4) 現況届の提出に基づく年度更新 6月に提出される児童手当及び特例給付現況届の届出(届出が必要な一部の受給者分のみ)に基づき、児童手当及び特例給付の年度更新を行う。</p> <p>なお、児童手当の認定請求等の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」(埼玉県市町村電子申請サービスを經由してびったりサービス申請APIにより連携する場合を含む。)及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。</p> <p>【令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年3月31日終了)】</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和4年5月31日終了)】</p> <p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年3月31日終了)】</p> <p>【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年6月1日～令和6年3月31日まで)】 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和5年6月1日～令和6年3月31日まで)。 なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和5年デジタル庁告示第1号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p>
③システムの名称	<p>(1) 児童手当システム (2) 中間サーバ (3) 総合宛名システム (4) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (5) 連携基盤システム(庁内連携システム) (6) 住民基本台帳ネットワークシステム (7) 埼玉県市町村電子申請サービス (8) マイナポータル(サービス検索・電子申請機能) (9) 申請管理システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【児童手当等に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の56の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第44条</li> </ul> <p>【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年6月1日～令和6年3月31日まで)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</li> <li>番号法別表第一の101の項</li> <li>別表第一主務省令第74条</li> </ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【児童手当等に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二主務省令」という。）</li> </ul> <p>（情報照会の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第二 74の項、75の項</li> <li>・別表第二主務省令 第40条</li> </ul> <p>（情報提供の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第二 26の項、30の項、87の項</li> <li>・別表第二主務省令 第19条、第44条</li> </ul> <p>【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務（令和5年6月1日～令和6年3月31日まで）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</li> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二</li> <li>・別表第二主務省令</li> </ul> <p>（情報照会の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第二 121の項</li> <li>・別表第二主務省令 第59条の4</li> </ul> <p>（情報提供は行わない）</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所 暮らし応援室 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号：048-829-1270 FAX番号：048-829-1960

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	—	対象者に対する通知方法: 郵送(紙)、 マイナポータルのお知らせ機能(電子)	事前	
平成29年7月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (1)児童手当及び特例給付の申請の受理	—	申請受理方法: 窓口持参(紙)、郵送(紙)、 サービス検索・電子申請機能(電子)	事前	
平成29年7月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	—	(7)サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年4月25日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 別表第一 項番56 【主務省令】 児童手当法第十二条第一項(同法附則第二 条第三項において準用する場合を含む。)の 未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の 受理、その請求に係る事実についての審査又 はその請求に対する応答に関する事務	番号法 別表第一 項番56 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第44条	事後	
平成31年2月8日	I 関連情報、5 評価実施 機 関における担当部署、② 所 属長の役職名	子育て支援政策課長 小田嶋 哲	子育て支援政策課長	事後	評価書の様式変更に伴う記 載の変更のため、重要な変 更に該当しない。
平成31年2月8日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記 載の変更のため、重要な変 更に該当しない。
令和1年5月31日	II しいき値判断項目 3.重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施期間における特定 個人情報に関する重大事故 の発生による変更。
令和2年6月30日	II しいき値判断項目 3.重大事故	発生あり	発生なし	事後	評価実施期間における特定 個人情報に関する重大事故 の発生から1年を経過したこ とによる変更。
令和2年6月30日	I 関連情報、4 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携、② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法に よる児童手当若しくは特例給付の支給に関す る情報」が含まれる項: 26、30、87 <別表第二における情報照会の根拠> (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(事務)が「児童手当法による児童手 当又は特例給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの」となっているもの: 7 4、75	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法に よる児童手当若しくは特例給付の支給に関す る情報」が含まれる項: 26、30、87、106 <別表第二における情報照会の根拠> (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(事務)が「児童手当法による児童手 当又は特例給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの」となっているもの: 7 4、75	事後	番号法の改正による変更
令和3年8月27日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	児童手当等に関する事務では、事務の一部を 外部業者に委託しているため、業者選定の際 に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて 秘密保持に関する契約に含めることで万全 を期している。	児童手当等に関する事務では、事務の一部を 外部業者に委託しているため、業者選定の際 に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて 秘密保持に関する契約に含めることで万全 を期している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。 対象者に対する通知方法: 郵送(紙)、マイナポータルのお知らせ機能(電子) (1)児童手当及び特例給付の申請の受理 中学校修了前の児童を養育している方からの児童手当・特例給付の申請を受理する。 申請受理方法: 窓口持参(紙)、郵送(紙)、サービス検索・電子申請機能(電子) (2)児童手当及び特例給付の申請に基づく審査 申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一の有無、受給者及び配偶者の所得等を審査のうえ、児童手当または特例給付の支給・不支給の決定をする。 (3)児童手当及び特例給付の支給 支給決定の処分に基づき、児童手当又は特例給付を支給する。 (4)現況届の提出に基づく年度更新 毎年6月に提出される児童手当及び特例給付現況届に基づき、児童手当及び特例給付の年度更新を行う。	児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。 (中略) (1)～(4) また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。 (令和3年6月16日～令和4年3月31日まで) なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年内閣府告示第70号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。	事後	子育て世帯生活支援特別給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、令和2年の所得情報の判明後、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。
令和3年8月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)児童手当システム (2)中間サーバ (3)総合宛名システム (4)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (5)連携基盤システム(庁内連携システム) (6)住民基本台帳ネットワークシステム (7)サービス検索・電子申請機能	(1)児童手当システム (2)中間サーバ (3)総合宛名システム (4)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (5)連携基盤システム(庁内連携システム) (6)住民基本台帳ネットワークシステム (7)埼玉県市町村電子申請サービス	事後	
令和3年8月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 別表第一 項番56、100 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 <令和4年3月31日まで> 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	【児童手当等に関する事務】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める 事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第44条 【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月16日～令和4年3月31日まで)】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法別表第一の100の項 ・別表第一主務省令第73条	事後	子育て世帯生活支援特別給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、令和2年の所得情報の判明後、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項 : 26, 30, 87 <別表第二における情報照会の根拠> (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの: 74, 75, 121	【児童手当等に関する事務】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)  (情報照会の根拠) ・別表第二 74の項、75の項 ・別表第二主務省令 第40条  (情報提供の根拠) ・別表第二 26の項、30の項、87の項 ・別表第二主務省令 第19条、第44条  【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月16日～令和4年3月31日まで)】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・別表第二主務省令  (情報照会の根拠) ・別表第二 121の項 ・別表第二主務省令 第59条の4  (情報提供は行わない)	事後	番号法の改正による変更  子育て世帯生活支援特別給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、令和2年の所得情報の判明後、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。
令和3年8月27日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1270	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1270 FAX番号: 048-829-1960	事後	
令和3年8月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年8月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	番号法の改正による変更
令和4年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。  (中略) (1)～(4)  また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。 (令和3年6月16日～令和4年3月31日まで) なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年内閣府告示第70号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。	【児童手当等に関する事務】 児童手当に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。  (中略) (1)～(4)  【令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和3年6月16日～令和4年3月31日まで)】 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。 (令和3年6月16日～令和4年3月31日まで) また、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年内閣府告示第70号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。	事後	文言の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	—	【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、高校生相当年齢までの子どもがいる世帯のうち、児童手当(本則給付)を受給する世帯等に対し、対象児童1人当たり10万円相当の給付を行う(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)。 また、本給付は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年デジタル庁告示第9号)、給付事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。 なお、本給付の実施に当たり、「児童手当等に関する事務」において対象者を把握していない、高校生等を養育する者及び公務員については、「児童手当情報ファイル」とは異なる特定個人情報ファイルの保有が生じることから、本評価書とは別に特定個人情報保護評価書を作成している(評価書番号32「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務」)。	事後	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。
令和4年2月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	【児童手当等に関する事務】 (略) 【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月16日～令和4年3月31日まで)】 (略)	【児童手当等に関する事務】 (略) 【令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月16日～令和4年3月31日まで)】 (略) 【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法別表第一の100の項 ・別表第一主務省令第73条	事後	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。
令和4年2月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【児童手当等に関する事務】 (略) 【子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月16日～令和4年3月31日まで)】 (略)	【児童手当等に関する事務】 (略) 【令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月16日～令和4年3月31日まで)】 (略) 【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・別表第二主務省令 (情報照会の根拠) ・別表第二 121の項 ・別表第二主務省令 第59条の4 (情報提供は行わない)	事後	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。
令和4年2月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年1月1日	事後	
令和4年2月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年1月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>【児童手当等に関する事務】 児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。</p> <p>(1) 児童手当及び特例給付の申請の受理 中学校修了前の児童を養育している方からの児童手当・特例給付の申請を受理する。 (2) 児童手当及び特例給付の申請に基づく審査 申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一の有無、受給者及び配偶者の所得等を審査のうえ、児童手当または特例給付の支給・不支給の決定をする。 (3) 児童手当及び特例給付の支給 支給決定の処分に基づき、児童手当又は特例給付を支給する。 (4) 現況届の提出に基づく年度更新 毎年6月に提出される児童手当及び特例給付現況届に基づき、児童手当及び特例給付の年度更新を行う。</p>	<p>【児童手当等に関する事務】 児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。</p> <p>(1) 児童手当及び特例給付の申請の受理 中学校修了前の児童を養育している方からの児童手当・特例給付の申請を受理する。 (2) 児童手当及び特例給付の申請に基づく審査 申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一の有無、受給者及び配偶者の所得等を審査のうえ、児童手当または特例給付の支給・不支給の決定をする。 (3) 児童手当及び特例給付の支給 支給決定の処分に基づき、児童手当又は特例給付を支給する。 (4) 現況届の提出に基づく年度更新 毎年6月に提出される児童手当及び特例給付現況届の届出(届出が必要な一部の受給者分のみ)に基づき、児童手当及び特例給付の年度更新を行う。</p>	事後	児童手当法施行規則の改正に伴う修正
令和4年8月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>【令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和3年6月16日～令和4年3月31日まで)】 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和3年6月16日～令和4年3月31日まで)。 また、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年内閣府告示第70号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p>	<p>【令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年3月31日終了)】</p>	事後	令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務が終了したことに伴う修正
令和4年8月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、高校生相当年齢までの子どもがいる世帯のうち、児童手当(本則給付)を受給する世帯等に対し、対象児童1人当たり10万円相当の給付を行う(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)。 また、本給付は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和3年デジタル庁告示第9号)、給付事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。 なお、本給付の実施に当たり、「児童手当等に関する事務」において対象者を把握していない、高校生等を養育する者及び公務員については、「児童手当情報ファイル」とは異なる特定個人情報ファイルの保有が生じることから、本評価書とは別に特定個人情報保護評価書を作成している(評価書番号32「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務」)。</p>	<p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和4年5月31日終了)】</p>	事後	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務が終了したことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	—	【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月13日～令和5年3月31日まで)】 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和4年6月13日～令和5年3月31日まで)。 なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和4年デジタル庁告示第2号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。	事後	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。
令和4年2月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	【児童手当等に関する事務】 (略)  【令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月16日～令和4年3月31日まで)】 (略)  【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 (略)	【児童手当等に関する事務】 (略)  【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月13日～令和5年3月31日まで)】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法別表第一の100の項 ・別表第一主務省令第73条	事後	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。
令和4年2月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【児童手当等に関する事務】 (略)  【令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務(令和3年6月16日～令和4年3月31日まで)】 (略)  【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関する事務(令和3年12月17日～令和4年5月31日まで)】 (略)	【児童手当等に関する事務】 (略)  【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月13日～令和5年3月31日まで)】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・別表第二主務省令 (情報照会の根拠) ・別表第二 121の項 ・別表第二主務省令 第59条の4 (情報提供は行わない)	事後	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続については、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。
令和4年2月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和4年6月13日	事後	
令和4年2月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和4年6月13日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【児童手当等に関する事務】 児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。</p> <p>(1) 児童手当及び特例給付の申請の受理 中学校修了前の児童を養育している方からの児童手当・特例給付の申請を受理する。 (2) 児童手当及び特例給付の申請に基づく審査 申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一の有無、受給者及び配偶者の所得等を審査のうえ、児童手当または特例給付の支給・不支給の決定をする。 (3) 児童手当及び特例給付の支給 支給決定の処分に基づき、児童手当又は特例給付を支給する。 (4) 現況届の提出に基づく年度更新 6月に提出される児童手当及び特例給付現況届の届出(届出が必要な一部の受給者分のみ)に基づき、児童手当及び特例給付の年度更新を行う。</p>	<p>【児童手当等に関する事務】 児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。</p> <p>(1) 児童手当及び特例給付の申請の受理 中学校修了前の児童を養育している方からの児童手当・特例給付の申請を受理する。 (2) 児童手当及び特例給付の申請に基づく審査 申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一の有無、受給者及び配偶者の所得等を審査のうえ、児童手当または特例給付の支給・不支給の決定をする。 (3) 児童手当及び特例給付の支給 支給決定の処分に基づき、児童手当又は特例給付を支給する。 (4) 現況届の提出に基づく年度更新 6月に提出される児童手当及び特例給付現況届の届出(届出が必要な一部の受給者分のみ)に基づき、児童手当及び特例給付の年度更新を行う。</p> <p>なお、児童手当の認定請求等の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」(埼玉県市町村電子申請サービスを經由してびったりサービス申請APIにより連携する場合を含む。)及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。</p>	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更
令和5年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>(1) 児童手当システム (2) 中間サーバ (3) 総合宛名システム (4) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (5) 連携基盤システム(庁内連携システム) (6) 住民基本台帳ネットワークシステム (7) 埼玉県市町村電子申請サービス</p>	<p>(1) 児童手当システム (2) 中間サーバ (3) 総合宛名システム (4) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (5) 連携基盤システム(庁内連携システム) (6) 住民基本台帳ネットワークシステム (7) 埼玉県市町村電子申請サービス (8) マイナポータル(サービス検索・電子申請機能) (9) 申請管理システム</p>	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更
令和5年2月20日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月13日	令和4年11月1日	事後	
令和5年2月20日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月13日	令和4年11月1日	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月13日～令和5年3月31日まで)】 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和4年6月13日～令和5年3月31日まで)。 なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和4年デジタル庁告示第2号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p>	<p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年3月31日終了)】</p> <p>【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年6月1日～令和6年3月31日まで)】 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う(令和5年6月1日～令和6年3月31日まで)。 なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和5年デジタル庁告示第1号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p>	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月13日～令和5年3月31日まで)】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法別表第一の100の項 ・別表第一主務省令第73条</p>	<p>【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年6月1日～令和6年3月31日まで)】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法別表第一の101の項 ・別表第一主務省令第74条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステム による情報連携 法令上の根拠	【令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和4年6月13日～令和5年3月31日まで)】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・別表第二主務省令 (情報照会の根拠) ・別表第二 121の項 ・別表第二主務省令 第59条の4 (情報提供は行わない)	【令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務(令和5年6月1日～令和6年3月31日まで)】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・別表第二主務省令 (情報照会の根拠) ・別表第二 121の項 ・別表第二主務省令 第59条の4 (情報提供は行わない)	事後	
令和5年7月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年7月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報、5 評価実施 機関における担当部署 ①部 署	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報、5 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長の役職名	子育て支援政策課長	子育て支援課長	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報、8 特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問い合わせ	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 住所:〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号:048-829-1270 FAX番号:048-829-1960	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 住所:〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号:048-829-1270 FAX番号:048-829-1960	事後	